

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

平成17年12月6日

本日(平成17年12月6日)、原子炉等規制法(1)に基づき、国に原子炉施設保安規定(2)の変更認可申請を行いました。今後、国による審査を受けてまいります。

申請の概要は次のとおりです。

(1)職務分担の見直しに伴う変更

- ・発電所の品質保証に係わる文書管理業務を総務課長から技術課長に変更する。
- ・5号機における原子炉冷却材浄化系の論理回路機能検査の検査責任者を発電運営二課長から電気課長に変更する。

(2)管理区域(3)区分の変更

一部管理区域への入域に際してより合理的な放射線管理を行うため、当該区域の管理区域区分について、「汚染のおそれのない管理区域」から「汚染のおそれのある管理区域」に変更する。

(3)記載の適正化等に伴う変更

- 1 原子炉等規制法とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律。
- 2 原子炉施設保安規定とは、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、運転上の制限値等)を定めたもので、国の認可を受ける規定。
- 3 管理区域とは、原子力施設や放射線利用施設等で関係者以外の無用な放射線被ばくを防止するとともに、施設内で作業する人の被ばく管理を適正に行うため、他の一般区域から隔離した区域で、汚染のおそれのある管理区域と汚染のおそれのない管理区域に分類される。

以上